# 土地・家屋に変更があったときの届出

固定資産税は、土地・家屋の使用状態によって、税負担が軽減されるものがあります。 特に住宅用地として土地を利用している場合には、課税標準の特例措置があり、税負担が 軽減されています。



使用している状況に変更があったときには、申告書などの提出をしてください。

届出が必要なときとその申告書などの名称

土地や家屋の状況に変更があった場合で、具体的には次のようなときです。

こんなとき	申請をする必要がある人	申告書などの名称
(1) (申告にあたっては家屋の評価を実施します)	家屋の所有者 " 土地の所有者	新築住宅に関する固定資産税の減額申請書 未登記家屋取得届出書 住宅用地認定申告書
(2) 家屋を建て替えるとき	家屋の所有者 土地の所有者	家屋取壊届出書 住宅建替中の土地に係る申告書
(3) 家屋の全部または一部を取り壊したとき	家屋の所有者 土地の所有者	家屋取壊届出書
(4) (例 店舗を住宅に変更など)	土地の所有者	住宅用地認定申告書
(5) 土地の用途 利用状況 を変更したとき (例 住宅の敷地を駐車場に変更など)		
(6) 家屋が災害などの事由により滅失または損壊したとき	家屋の所有者 " 土地の所有者	家屋取壊届出書 (固定資産税減免申請書) 被災住宅用地の特例適用申告書



地震、火災、風災害などの災害によって、住宅や家財などに損害を受けたときは確定申告の際に、

「所得税法」に定める雑損控除 「災害減免法」に定める税金の軽減免除のどちらか有利な方法を選ぶことによって、所得税の全部または一部を軽減することができます。



手続きの方法など、詳しくは最寄りの税務相談室または税務署へおたずねください。



### 関市小瀬鵜飼

小瀬鵜飼は、一千有余年の伝統にはぐくまれた 古式の漁法そのままに、その形態を今も色濃く保 ち続けています。

小瀬鵜飼の見どころは、何といっても素朴な情 緒の中での鵜船と屋形船との狩り下り。 夜のとば りが山々をすっぽりと包むころ、鵜船の篝火が静



かに清流を照らし、 やがて舟べりを叩き叩っ カイの音、そして鵜 を励ます鵜匠の声が 静寂を破ります。鵜 飼の開催期間は、5 月11日から10月15日 までです。

#### 【アクセス】

長良川鉄道関駅・名鉄美濃町線新関駅からタクシーで10分

東海北陸自動車道「関」ICから15分

#### 【問合先】

関市商工観光課(☎0575・22・3131内線1203)



## 美並村 長良川のヤナ場

アユのフルコースをどうぞ

美並村を流れる長良川沿いに竹で造った大きな「すのこ」を張り、清流から獲れる落ちアユを食べさせてくれるヤナ場。美並村地内には4カ所あ

り、8月中旬 まで塩焼きさ 雑炊などコン 理が楽しめま す。



#### 【アクセス】

東海北陸自動車道美並ICから 2 km ~ 7 km (車で5分~12分)

#### 【問合先】

美並村企画振興課(☎0575·79·3111内線27)

